

電子契約書サービスのご案内

弊社が定める電子契約書利用の申請手続を事前に完了された方は、電子契約書サービスを利用した契約の締結が可能です。

電子契約書サービスの利用には、様々なメリットがございます。ご利用を検討されている方は、ご利用条件等の詳細をご案内いたしますので、弊社担当部署までご連絡ください。

電子契約書のメリット

1. ペーパーレス化

紙を使用せず、電子ファイル（PDFファイル）で締結するため、ペーパーレス化ができます。

2. 業務のスピードアップ・効率化

紙の契約書に必要な「印刷」・「製本」・「押印」・「書面の受渡し」といった作業が不要となります。
また、検索が容易になり、業務のスピードアップ・効率化ができます。

3. 収入印紙不要

書面（紙）の契約書の場合、請負契約書などの課税文書には収入印紙の貼付が必要ですが、電子ファイルの場合、収入印紙の貼付が不要となります。印紙税負担額の軽減と収入印紙の管理コストの削減ができます。

ご利用条件等

お申込み方法	弊社所定の申込書・同意書をご提出いただきます。
ご利用に必要な環境	インターネット接続が可能なパソコン、一般的なウェブブラウザ Adobe Acrobat Reader による閲覧、電子署名検証を行います。
ご利用開始時期※	申込書等の書類提出後、1～2週間程度
ご利用可能期間	1年間

※ 契約締結時にご利用のご利用開始の手続が完了していない場合は、弊社調達案件を落札されたとしても電子契約書サービスを利用いただけない場合があります。ご検討される方は、お早めにお問い合わせください。

【電子契約書サービスに関する問合せ先】

日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)
業務サービス部（調達担当）
電話：03-4811-8011